

尿検査の結果

2学期の検査で異常のあった人には経過観察や受診勧告のお知らせを個別に配付します。

1次・2次ともに「未提出」だった人へは、三者懇談時にお知らせを配付する予定です。

※ 学校の健康診断は法律で定められており「**疾病を早期に発見する**」ことに役立っていますので、**きちんと受けましょう。**

受診後は「**受診報告書**」を学校へ提出してください。

今月、1年生「**色覚検査**」があります。



令和6年12月2日 長岡京市立長岡第三中学校 保健室

寒さも本格的になり季節性インフルエンザのシーズン到来。ここ数年はコロナウイルスの流行後、インフルエンザも季節性ではなく通年発症しているような状況です。

長かった2学期も今月で終わります。インフルエンザはもちろん風邪やコロナウイルスにも感染しないように一人一人が、「**マスク・手洗い・換気**」と「**しっかり睡眠・たっぷり栄養**」で予防しましょう。

無理は禁物ですよ！
早めの休養が大切です。



病院受診したケガについて

休日の部活動や登下校を含む学校管理下でのケガで病院受診をした場合は、保険（スポーツ振興センター）の手続きを行います。

➡ 手続きの流れ

- ① 本人が保健室に行き、ケガの報告をする。
- ② 保健室から保険に必要な書類をもらう。
- ③ 病院の受付に「医療等の状況」を出して、記入をお願いする。（病院ごとに月1枚）
- ④ 家庭で「口座振込依頼書」に記入し、翌月以降に「医療等の状況」と一緒に学校へ提出する。

◆必要書類が揃えば、学校で手続きを行います。

保護者の方へ

◆インフルエンザの出席停止について

今季すでに乙訓の小学校でインフルエンザを含む学級閉鎖が報告されています。罹患した場合は、学校保健安全法に基づき出席停止の措置をとります。

医師の診断を受けたら、学校へご連絡ください。

スクリレの場合は、**発症日を明記**していただくと出席停止期間の見通しが持て助かります。

出席停止の期間は右の図のとおり「**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**」です。

登校の際、医師の治癒証明は必要ありませんが、出席停止期間中の体温を記録し提出してください。

※ 学校のHPに「**罹患状況報告書**」がありますので、冬休み中などはそちらをお使いください。

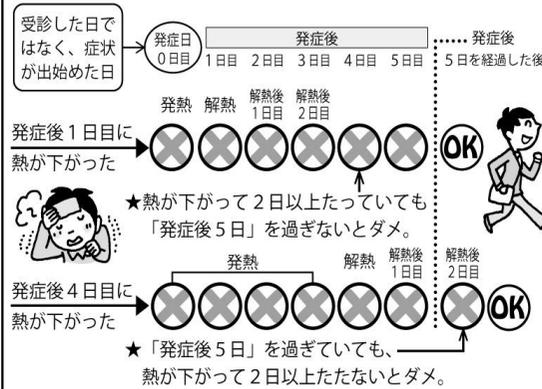
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

●実際の例で考えてみると●



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

早退の連絡について

発熱やコロナウイルス・インフルエンザが疑われる症状がある場合は、早退の連絡をさせていただきます。

**緊急連絡先に変更のある場合は
担任へお知らせください。**

高熱や感染症が疑われる生徒を長時間学校で休養させることは本人の負担と感染拡大の面から対応しかねます。ご理解の上、留守家庭は鍵の所持または早急に迎えに来ていただきますよう、ご協力
よろしく申し上げます。

